

郵送による転出届

転出届を未済のまま市外へお引越しを済ませた方は、郵便で転出証明書を取り寄せることができます。転出証明書は届出人の新しいご住所にお送りします。

※署名用電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出ができます。（詳しくは下のQRコードを読み取って下さい）



【住民異動（転出）届について】

届出日	届出書を送る年月日を記入してください。
異動日（過去の日付け）	新しい住所に住み始めた日を記入してください。（未来の日付は不可）
届出（申請）人	届出をするご本人の氏名を記入してください。 昼間に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。
	※転出の手続きができるのは、転出する本人（及び法定代理人）のみです。
異動事由	旧住所に住んでいる人全員が転出する場合は「全部」、それ以外の場合は「一部」を丸で囲んでください。
住所・世帯主	新しい住所、世帯主、旧住所、世帯主をそれぞれ記入してください。
転出する人	ご本人を含めた転出する人の氏名（フリガナ）、生年月日、性別、みやま市での世帯主から見た続柄を記入してください。

【送付するもの】

◎ 住民異動（転出）届	
◎ 返信用封筒	宛名に届出人の新住所・氏名を記入の上、切手を貼ってください。 マイナンバーカードをお持ちの方で、特例転出を希望される場合は不要です。 ※国外に転出される方も、返信用封筒は必要ありません。
◎ 本人確認書類（写し）	届出人の本人確認書類（写し）を送付してください。 有効期限があるものは、期限内で送付してください。

【注意事項】

- ◎ 郵便局への住所変更届が完了していない場合、新住所へ転出証明書が届かない場合があります。必ず事前に、郵便局で住所変更手続きを完了させてください。（数日かかる場合があります）
- ◎ 送付後の未着や日数確認はお答えできかねます。ご心配な方は追跡可能な郵便をご利用ください。
- ◎ 郵便物の配達状況・及び審査により、お時間がかかる場合があります。お時間に余裕をもって請求してください。

【申請・問合せ】

〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 市民課住民係
TEL 0944-64-1513（直通）